

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十六号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- 一 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月奈良県条例第十五号)第十条の二第二号
- 二 奈良県児童福祉施設条例(昭和五十年三月奈良県条例第三十二号)第二条第三項及び第四項
- 三 奈良県総合リハビリテーションセンター条例(昭和六十三年三月奈良県条例第三十号)第二条第三号から第五号まで並びに第三条第七項第一号及び第二号
- 四 奈良県障害者自立支援対策等臨時特例基金条例(平成十九年三月奈良県条例第四十四号)第一条
- 五 奈良県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十三号)第一条
- 六 奈良県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十四号)第一条
- 七 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号)第三条第三項、第四十八条第三項及び第五十条第一項
- 八 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号)第三条第三項、第五条第四項、第二十四条、第四十五条第三項、第四十七条第一項及び第五十四条第四項
- 九 奈良県精神保健福祉センター条例(昭和六十三年七月奈良県条例第七号)第二条第五号から第七号まで

(奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

第二条 奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(平成十八年三月奈良県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二条第一項及び第四条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五条第一項第一号ア(2)(ア)中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同項第二号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二十三条第三項第三号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第四条 奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十条第一項第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第十二条第一項第二号ア(2)(ア)中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第五条 奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条第十二号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第六条第一項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第五十一条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第六条 奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条第三号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第十二条第一項第五号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。